

761

特249

985

聖訓

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁸ 1 2 3 4 5

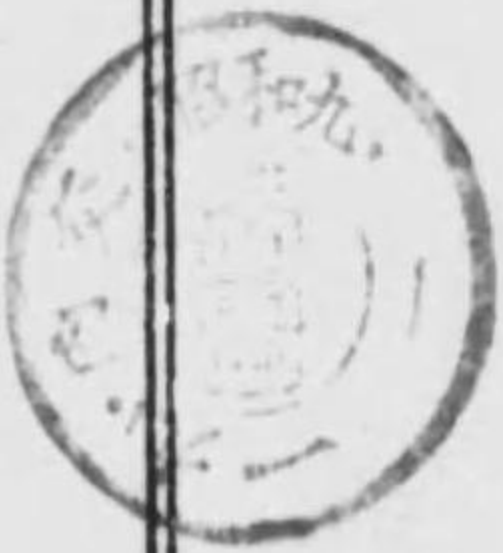
始



特249
985

祝奉

皇太子殿下御聖誕紀念



奉 勅

皇太子御下御事御旨

影尊御皇天治明



明治

皇太子

御尊影

紀念

神一人好 是也

陸軍大臣荒木貞夫閣下題字

序

明治天皇は列聖中殊に允文允武盛徳大業兼備、洵に宇宙の光輝炳として日星の若くであります。

我が邦の隆運は眞に驚喜欣悦の外なく、永く武門の手に委せられた政權は一轉復古せられ、明治元年春三月、五ヶ條の御誓約あり、『朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひて國是を定め萬民保全の道を立んとす』と仰せられた時に天皇寶齡正にこれ十七、畏くも亦尊き限りである。果せるかな我國は日清日露の役を経て世界列強の班に入り、尙有史以來の大戦争があつて世界三大國の一と稱せらるゝに至つた、長足の進歩宛も天馬空を行くの概があるのです、而して又滿洲事變勃發し尋で上海事件を招來し、結局東洋の事情に認識缺如の國際聯盟より、大なる壓迫を加へられんとするに至つたるも、亦敢

て驚くに足らずとする氣概の溢るゝ光景は、又眞に大ならずやであります。之皆聖君の賜であつて洵に大帝の大帝たる所以であります。眞に崇高偉大なり。斯く盛徳鴻業兼備の明君が下し賜ひたる即ち聖訓、實に金章玉句天球爲に鳴るが如し、能く此聖訓明諭を解し得て拳々服膺せば、人生の幸福之より大なるは無し、蓋し編者の意も亦茲にありと信ずるのであります、聊か蕪辭を述へて序言に代ふること、致します。

昭和八年六月下浣

松堂 妹尾 兼文 謹識

聖訓 第貳卷

目次

○明治天皇略記 <small>五ヶ條御誓文 我國體と政治</small>	一
○明治神宮、桃山御陵	十九
○教育勅語 <small>勅語</small>	二〇
○教育勅語の大意、第一段。我カ皇祖皇宗	二〇
第二段。爾臣民父母ニ孝ニ	二二
第三段。爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン、	二二
第三段。斯ノ道ハ實ニ	二十四
○我カ皇祖皇宗	二十五
○國ヲ肇ムルコト宏遠ニ	二十七
○徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ	二十八
○明治の仁徳天皇	二十九
○必要ニ迫ラレテ御増築	三十
○御製	三十一

第一段

○澤山な御酒と鯛を賜はる	三十二
○千代田の宮城へ遷御	三十三
○御製	三十五
○憲法議定會議	三十六
○突如皇子薨去の報	三十七
○我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ	三十九
○清麿・道實の忠誠	四十
○楠父子の忠孝	四十二
○四條蝦の激戦	四十五
○億兆。厥ノ美。國體ノ精華。教育ノ淵源	四十六

第二 段

○爾臣民父母ニ孝ニ	四十七
○伊藤仁齋ノ孝養（寢食を忘れて學事を勵む）	四十八
○仁齋の學說駁撃さる	四十九
○君子は三端を避く	五十一
○仁齋の豆撒	五十二
○母子の情濃やかなり	五十三

○仁齋と徂徠	五十四
○兄弟ニ友ニ夫婦相和シ	五十五
○精神的には男女の差別なし	五十七
○増尾兄弟の友義	五十八
○朋友相信シ	六十
○恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ	六十一
○學ヲ修メ業ヲ習ヒ	六十二
○繼母の賜物	六十三
○以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ	六十五
○進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ	六十六
○常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ	六十七
○民定憲法と欽定憲法の差	六十九
○一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ	七十
○殘忍暴虐の支那	七十一
○以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ	七十二
○是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス	七十四
○又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン	七十五

第三 段

○斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所……………七十六
 ○之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス……………七十七
 ○朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ……………七十九
 ○御 製……………八十一
 國際聯盟脫退に關する詔書の意義……………八十二

○大詔 渙發の由來……………○朝野奮起すへきの秋……………八十三
 ○詔 書……………八十四
 □朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ□皇考之ヲ悻ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ八十五
 □朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス……………八十六
 □前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ□今次滿洲國ノ新興ニ當リ……………八十六
 □健全ナル發達ヲ促スヲ以テ□然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見……………八十六
 □朕乃チ政府ヲシテ□然リト雖國際平和ノ確立ハ……………八十七
 □是ヲ以テ平和各般ノ□今ヤ聯盟ト手ヲ分チ……………八十八
 □愈信ヲ國際ニ篤クシ□方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ……………八十八
 □爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ□衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ……………八十九
 □協戮邁往以テ此世局ニ處シ□普ク人類ノ福祉ニ貢獻センコトヲ期セヨ……………八十九

明治天皇略記

明治天皇は嘉永五年九月二十二日、即ち陽曆十一月三日、中山大納言の邸第に新設の、御産殿に於て降誕、御父は孝明天皇、御母は英照皇太后、御生母は中山一位局、御幼名は祐宮、萬延元年七月十日皇儲とならる御年九歳是年九月二十八日立親王の宣下あり御名を陸仁と賜はつた。慶應二年十二月二十五日御父孝明天皇崩御。

慶應三年正月九日踐祚、時に御年十六。十月十四日將軍徳川慶喜、土藩の建白を容れて大政を奉還せり、是に於て六百年來武門の手に委せられて居た政權は再び朝廷に復歸した。是年十二月九日王政復古の大號令渙發して幕政を廢し萬機親裁の旨を布告せられた。

明治元年正月十五日御年十七紫宸殿に元服の大禮を行はれ、翌二月三日太政官廳を置かれたる二條城に行幸天皇親政の實を擧げらる、是月三十日初めて外國使臣(佛國)を紫宸殿に御接見、三月十四日紫宸殿に出御、親しく天神地祇を祭り給ひ五事の國是を誓約せられた。

即ち。

五ヶ條御誓文

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス
一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ
同月二十一日車駕京都を發シ大阪に大蘇を進めらる、海陸の軍容を櫛はし、諸藩の軍艦を親閱せらる、當時これを御親征行幸と稱した、駐蹕約五旬、閏四月八日京都に還幸。是月二十一日東征大總督有栖川宮熾仁親王江戸城に入らる、茲に於て徳川三百年の幕政は忽

ち夢と化して其城郭は既に王師の御手に歸した。然るに尙不平の徒は官軍に反抗したが遂に五月十五日を以て平定するに至つた。七月十七日、帝都東遷の詔勅發布せらる。

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一ノ大鎮四方輻輳ノ地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルベシ因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ衆庶此意ヲ體セヨ。

八月二十七日即位の大典を紫宸殿に擧げらる。九月二十日京都御發轅東幸の途に就かれ、十月十三日鳳駕東京に着御、尋て祭政一致の典に基き大宮の氷川神社を武藏國鎮守勅祭の神社とせられた、京都に於ける賀茂神社が山城國總鎮守として勅祭の神社たると同様である。十月二十八日車駕親しく氷川神社御參拜、十一月六日一般東京市民に酒饌を賜ふた、市民之を「御酒下され」と稱し、御東幸を奉祝し山車を曳き老幼男女扮装し、全市晝夜數日に亘つて狂喜舞踊した。

駐輦六旬十二月八日御西還同月二十二日京都著御、孝明天皇の三周年御親祭御執行の爲め同月二十五日京都泉山御陵に行幸。同二十八日皇后册立、之即ち後の昭憲皇太后である。

明治二年二月太政官を東京に移し、京都に留守官を置かる、尋て三月七日車駕再び京都を發し、東幸の途に就かれた、蓋し皇太后並に皇后宮は此時行啓あらせず、途中風輦を伊勢に狂げられ、初めて伊勢神宮に親しく御參拜、敬神の範を衆庶に垂れ給ふた、而して二十八日東京に著御、未だ遷都の詔は發せられざるも既に東京は事實上の帝都である。爾來御精勵國是を確立し庶政を刷新せられ、是年六月諸藩の版籍奉還の請を聽許、數百年間分有し來つた諸侯の封土人民共一齊に朝廷に歸した、即ち封建制度打破實現の第一歩である。是月二十八日有司百官を率ゐて神祇官に臨幸、天神地祇及び皇祖皇宗の神靈を親祭して國是確定の儀を告げ給ふた。翌二十九日招魂社を設けて前年來王師に従軍せし戰死者の靈を合祀せしめらる。是即ち別格官幣社靖國神社の起源にして、天皇の赤子たる臣民を愛惠せらるゝ救慮の發露に外ならぬ。

十月五日皇后宮、京都御發與同二十四日東京に御着與直に宮城に入らせらる。

明治三年四月十七日東京駒場野練兵場に行幸、練兵御親閱、これ城外御閱兵の創始とす、是時御年十九、未だ軍服の制なく衣冠束裝にて御乘馬、鹵簿肅々洵に勇壯御優美の光景な

りしと云ふ、尋て是年九月越中島に行幸、然るに是日朝來天候頗る不勝、烈風豪雨怒濤奔騰して陸地を襲ひ爲めに練兵中止、暴風雨狂號の間を宮城へ還御、其光景を拜觀したるもの天皇の御勇武に感激恐懼せざるものなかりしと云ふ。

明治四年七月十四日廢藩置縣の詔勅發布せらる。

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕カ意ヲ體セヨ之は明治二年諸藩の版籍奉還の請を聽許されたが、當時藩主の稱を廢して知藩事と爲し舊藩主を以て各其藩の知事に補任したるを以て、表面藩主藩士の制度は全廢されたるも、其實數百年來の因襲に捉はれて名實伴はず依て全國の藩を廢して縣を置き、悉く舊藩知事を罷免し新に人材を選擧して各縣知事に任したのである、是に於て封建の制度は全く打破

せられ、永き慣習の弊は影を没するに至つた。

是年十月八日岩倉具視を特命全權大使とし木戸公允、大久保利通、伊藤博文を副使として歐米各國へ差遣仰出され、一行は十一月十二日横濱を解覽した、文物制度の視察調査の爲めなり。十一月十七日宮城吹上御苑に於て大嘗祭が行はれた、之は天皇御一代一度の最も重き御祭典であつて、即位後速に御舉行あるべき處、當時東北地方全く平定せず尙ほ荒凶等に依て此年之を行はれたのである。尋て宮中の大改革を斷行せられ、御學業及び講武等の日課定められ、又侍従の如き從來の公卿大半を罷め、士族中の俊傑を拔擢された、之より天皇は政道、學業共に一層御精勵に渡せられた。

明治五年三月英昭皇太后京都發興、四月東都御着輿御孝心に富まれた天皇は、御出迎ひの爲品川へ行幸親しく御物語あり御同列にて宮城へ還幸啓あらせられた。五月二十三日天皇には親しく民情御視察の大御心を以て、東京御發輦、近畿、四國、中國、九州を御巡幸になつた、御召艦は龍驤で筑波、孟春等七隻及び汽船有功丸供奉、先づ鳥羽港より御上陸伊勢神宮御參拜、尋て京都、大阪、馬關、長崎、熊本、鹿兒島、丸龜、兵庫等の各地御巡

幸、七月十二日還幸、此間五旬時恰も猛夏酷熱、且つ交通未開、陸路悉く御乘馬、供奉諸員及び儀仗兵士咸な徒歩、各地の庶民は鳳輦乘御、儀裝嚴肅の鹵簿を拜すること、信じ居たるに其豫期に反し、極めて簡易なる鹵簿を拜して恐懼感激久しかりしと云ふ、天皇洋服御着用は此行幸の時を以て嚆矢と傳へらる。八月二日學制發布、之我國教育制度確立の始とす。九月十二日京濱間鐵道開通式、當時之を開業式と稱へた、天皇親臨勅語を賜つた、是本邦最初の鐵道であつた。十一月太陰曆を廢し太陽曆を採用せらるゝ旨の詔書下る。明治六年一月十日徵兵令發布、全國皆兵の制度を定められ内治外交ともに革新の實を擧げられた。

徵兵詔書

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍國ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス成辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ

制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ント欲ス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ善ク之ヲ全國ニ告諭セヨ。

四月十四日野營對抗演習を嚮はす爲め鎌倉に行幸、此時鶴岡八幡宮に親しく幣帛を捧げらる。尋いで二十九日天皇親ら近衛兵を帥めて下總國習志野に行幸、演習御覽あり、此時御二泊、天皇、將校等と共に幕營遊ばさる、兵士等は皆露營せり、第二日は夜半より暴風雨と成り雨水天幕内を侵し、御床下を浸す、烈風將に天幕を倒さんとす斯る間にも天皇は艱苦を士卒と俱にし給ひ毫も厭はせ給ふ御氣色なく、其翌日再び諸兵を御親率あり、龍顏麗はしく還幸せらる。五月五日宮城炎上、赤坂離宮に御避難、遂に此離宮を以て假皇居と定められ前後十六年の久しきに亘る、宛然仁德天皇の御時を偲ばる、炎上後左の勅諭を三條太政大臣に下し賜ふた。

朕前日回祿ノ災ニ遭ヒ宮殿之カ爲ニ蕩盡スト雖モ今ヤ國用夥多ノ時ニ際シ造築ノ事固リ之ヲ丕ニスルヲ希ハス朕カ居室ノ爲ニ民産ヲ損シ黎庶ヲ苦マシムルコト勿ルヘシ汝實美其レ斯意ヲ體セヨ。

天皇の常に臣民を憐み嚴し給ふ大御心の厚き斯の如し、是年秋、西郷、副島、後藤、板垣江藤等各參議は征韓論を提出して韓國年來の非禮を責め之を征討せんと主張したり、然るに岩倉、木戸、大久保等の新歸朝連は之に賛意を表せず、専ら内政を整理し、難を外國に構ふるを避んと主張し意見衝突遂に征韓派連袂辭職し内閣の決裂を見るに至れり。天皇御年二十二宸襟を如何に惱し奉つたる歎。七年佐賀の亂、十年西南の役俱に茲に胚胎したるなり。

明治七年台灣征討起り西郷從道、行テ其地を占領後清國賠償して和睦せり。

明治八年四月十四日、立憲政體漸立の詔を發せらる。

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス。汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、

コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能股カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ
六月二十日地方官會議を東京淺草本願寺別院に開き、天皇親臨開院式を行はれ勅語を賜
はつた。

茲ニ地方官會議ノ始朕親ラ臨テ汝各官等ニ誥ク朕經國治民ノ易カラサルヲ思ヒ深ク公論
衆議ニ望ムコトアリ今汝各地方官ノ重任ニ居リ親シク民情ヲ知ル誠ニ能ク同心協力シ事
緒多端ナルモ務テ其急ヲ先ニシ議論異同アルモ要スルニ其歸ヲ一ニシテ專ラ衆庶ノ爲ニ
公益ヲ圖ラハ則チ斯會ヤ國家無疆ノ幸福ヲ開クノ始タラム汝各官其レ斯旨ヲ體セヨ。
此會議は二ヶ月に亘リ會期中天皇は特に行幸、地方官を以て議員に充てられたもので即
ち代議政體の前驅たりしもの。

明治九年六月二日車駕東京を發し奥羽地方巡幸せらる交通機關不備の時代、粗惡の陸路
を御馬車で御巡幸、而も猛夏五旬の久しき間御道筋の困難、御休泊の御不自由天皇は之等
に御介意無く、埼玉、茨城、栃木、福島、宮城、岩手、青森の各縣各地を経て函館に渡幸
函館より汽船明治丸に乗御、海路還幸の途に就かれたが、金華山沖にて暴風雨となり怒濤

船を咋み動搖甚だしく、供奉の諸員皆生色を失つた、然るに天皇は至極平靜毫も意とし玉
はざりしと。

明治十年一月二十四日車駕東京を發し京都及び大和へ行幸、一月三十日を以て孝明天皇
の十年祭を御陵前に親しく御執行、尋て二月十一日紀元の佳節を以て神武天皇御陵大和畝
傍に行幸、御親祭執行せられた、古來皇祖祖宗の御陵に行幸御親祭執行の事は未だ曾て有
らざりしが、明治天皇即位の後天智天皇御陵に親拜あり、又屢々此の如き御盛典を執行、
孝道の範を垂れられ追遠の聖慮長く衆咸恐懼せりと、此行幸の時京都、神戸間の鐵道開通
式行はれ、天皇親臨勅語を賜つた。

大和行幸の際、西南變亂の報傳はり、行在所に該事變を奏上した、之が爲還幸を取止め
られ京都に御駐蹕、軍務を櫛すことゝなつた、此間特に大阪軍事病院に行幸親しく傷病兵
を御慰問せられた、斯くて前後半歳大勢略定まるに及んで七月二十八日京都發轅還幸せら
れた。八月新に常侍規諫の職を置き諫臣側侍の制を設けられた。同月産業獎勵の勅慮を以
て東京上野公園に内國勸業博覽會を開設せられ行幸啓あり勅語を賜つた。之を第一回とし

爾後第二第三回俱に東京に行はれ第四回は二十八年京都に、第五回は三十六年大阪に開設せられ、其都度行幸啓ありたり。

明治十一年八月三十日御發輦埼玉、群馬、長野、新潟、石川、滋賀、京都、岐阜、愛知静岡等北陸東海方面御巡幸ありたり。

明治十三年六月十六日東京御發輦、山梨甲府より木曾路を経て名古屋に御巡幸、熱田神宮に御參拜、尋て伊勢神宮參拜の後車駕京都に進み神戸港より軍艦に乗御、七月二十三日御還幸。

明治十四年七月二十三日御發輦、東北各縣御巡幸、尋て北海道各地御巡幸の後御還幸の途次、秋田縣院内鑛山に行幸、採鑛冶金の狀を櫛はし且つ玉歩坑内に運ばせられた。十月十一日宮城へ御還幸、その翌日即ち十月十二日を以て、明治二十二年を期して多年國民の翹望する國會開設を行ふ旨の勅諭を發せられた。

明治十五年一月四日、軍人に勅諭を下賜せらる、之は軍人の精神教育唯一の聖訓であると同時に國民の等しく拜誦遵守すべき聖諭である。

明治十八年十二月二十三日、官制改革の詔を發せらる、蓋し立憲政體施行の準備制度にして、我國行政組織の根本的變革である。

明治二十一年四月二十五日、市制町村制公布せらる。是より先、憲法及び皇室典範の起草に係る大命を伊藤博文に下され、案成るに及んで是年五月八日より六月十五日迄七回皇室典範を第一とし、第二に憲法、六月十八日より七月十三日迄十回、其間特別委員會開設、第三に議院法九月十七日より十月三十日迄十三回又衆議院議員選舉法は十一月五日より同十二日迄五回、第四に貴族院會之は十二月十三日より十七日まで三回の會議が半歲に亘り即ち宮中に樞密院會議を開催され該案を附議され、天皇每會必ず臨御、一日として出御を欽かせられし事無し。

明治二十二年一月御落成の千代田の宮城へ御遷座あり

移ります千代田の宮の宮柱ゆるがぬ國のもとゐなるらむ (稅所教子)

二月十一日紀元の佳節を以て、憲法發布の大典を宮中に擧げさせられた、先づ賢所皇靈殿神殿に御奉告の親祭あり、尋て正殿に於て詔勅を賜ひ憲法を内閣總理大臣に下し賜ふた。

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在
及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ我祖我宗ハ我臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ
我神聖ナル祖宗ノ威德ト茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル
國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我臣民ハ即チ祖宗ノ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷
協同シ益々我帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同
クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ。

宮中御式終了後、天皇、皇后御同列、國儀式鹵簿にて青山練兵場に行幸啓、觀兵式舉行市
民沿道に充滿、萬歳の聲天地に響き此振古未曾有の盛典を奉祝した。翌十二日は市民の組
織を容れさせられ、兩陛下御同列上野公園に行幸啓、市民道を埋めて狂喜歡呼し鳳輦を奉
送迎した。

明治二十三年三月、尾參の野を中心として陸海軍聯合大演習舉行せられ、天皇御統監の
爲め行幸、之れ天皇大演習統監の最初である。是年十月三十日、教育に關する勅語を下し

賜ふた。是れ實に我國民道德の根柢を示させられたるものにて、眞に千古不磨の「聖訓」
である。十一月二十五日東京に第一回帝國議會を召集せられ、同二十九日、天皇國儀式鹵
簿にて貴族院に行幸、議會開院式に臨御、勅語を賜はり我國立憲代議制體茲に確立した。

明治二十七年三月九日、天皇、皇后大婚二十五年祝典を擧げさせられ、全國民熱誠に奉
賀し聖壽の萬々歳を奉禱した、是年日清兩國間に紛議發生遂に國交斷絶となり、八月一日
大詔渙發宣戰を布告された。九月十三日大本營を廣島に進發、第五師團司令部を以て御座
所に充てらる、日夜軍務御統裁約八閱月、皇軍連戰連勝翌二十八年四月十七日講和條約締
結され平和克復を告げた。之が爲世界列強我日本の國力を認むるに至つた。

明治三十二年七月十六日、諸外國に對し條約改正を實施し治外法權を撤去したり。

明治三十三年、北清事變あり、翌三十四年清國和を乞ひ事變局を結ぶ。

明治三十五年一月三十日、日英攻守同盟締結さる。

明治三十七年二月十日、東洋の平和を攪亂する露西亞に對して遂に宣戰の詔勅が下つた、
陸に海に我軍連戰連勝、露軍海陸共に全滅翌三十八年九月五日、日露講和條約成立を見る

に至つた。

明治三十八年五月二十七日、日本海大海戦、露國艦隊全滅。十一月十七日、日韓協約締結さる。

明治四十一年十月十三日、大詔を發して國民を獎勵された、世に之を成申詔書と曰ふ。朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

之れは彼の二十三年十月發せられたる教育勅語と相俟つて國民の日夕拜誦遵守すべきニ大聖訓である。

明治四十三年八月二十九日、韓國併合。

明治四十五年七月二十日、遽に天皇不豫の報傳へらるゝや國を擧げて深憂恐懼し、只管御平癒の祈願を籠めたる効無く遂に七月三十日英聖文武の我が大君は空しく神去り給ふた、聖壽六十一。國民皆天を仰いで悲歎し、地に俯して慟哭した。九月十三日、伏見桃山に御斂葬執行、大正九年十一月東京代々木に明治神宮造營、尊靈を奉祀したのである。昭和二年三月三日、天皇の降誕日である十一月三日を以て祭日とし、明治節とお定めになりました。

我國體と政治

國家は人體と同じく智情意の三者が働いて居るのである、それを具體に示されたのが即ち傳國寶と言つて我皇祖より傳へられたる三種の神器である。

鏡…智…國學…明德

(三種神器) 玉…情…國政…中庸

劍…意…國兵…至言

以上の如く三種の神器は我國の活經典であつて政教一致の國寶である。精神と形體とは不可分のものとし、精神的命令を以て政治を援助し輔佐し、情的精神を以て君臣を團結し又養成し、家人父子の關係を以て團體を形成し來つたのであつて、所謂家族制度である。換言すれば、國民の熱血至誠が發露し凝つて情と爲り、皇祖皇宗の道を行ひ、皇祖皇宗の教へを遵守するところの意志即ち祖先を崇拜する忠義の心情が皇國の皇道である。此智。此情此意の合致したるのを稱して大和魂と云ふのである。之れ眞に我皇道の本義であり又我政治の根本義である。



明 治 神 宮



桃 山 御 陵

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

教育勅語の大意

三三

教育勅語は「明治天皇略記」に述べた通り、明治大帝が吾々蒼生を憐み慈み給ふ大御心より、國民道德の根柢人倫の軌道を明示せられたもので、臣民の遵守すべき眞に千古不磨の「聖訓」であります。

此勅語を三段に分解して、其第一段に附いて申すとそれは、

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」

とありまして我皇室の御先祖と代々の御祖先が我國をお始になつたのは實に宏く遠いこととて、徳を樹つる徳とは即ち「道を行ひて心に得ること、善行、善道、正義、道義など人の品行の總稱」であつて、樹つるとは「うゑつける」こと深厚なりは「意味深くしてあつし」で、我々蒼生を憐み慈み給ふ大御心の廣大なるに基くと申すこととあります。我カ臣民

克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す。は我臣民が代々君に事へ親に事へ、天下萬民が協心一致する美風を完ふして來たことは、我國體の至極美しいこととて教育のみなもととは茲にあると。我國體の本領を明に教育の基礎を示されたものである。

勅語の第二段

「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博受衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕方忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」

とあります、此中智能を啓發しは、ちゑのはたらきをひらきあらはすこと。德器を成就しは、行ひの成るを徳と云ひ、才の成るを器といふ、成就はなしとぐ。世務はこの世のつとめ。國憲は、國のおきて。國法は、國家を治むる法令。一旦緩急アレハ。は一度危急の場合があれば、義勇は、正義の心より出づる勇氣。唯勇のみあつて義なければ世を亂す、

三三

「論語」に。天壤無窮の皇運を扶翼すべし、は天地と俱にきはまりなき帝王たるまはり合せを助けることをてつだへよと仰せられたのです。

第三段には、

「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」

これは前の一、二段に諭せられたことは、皇室の御先祖又代々の御祖先がお残しになつた教訓であつて、其御子孫と一般臣民と共にしたがひ守るべきで、これを古今中外に通じあまねくものして、まちがはず、さからはない、依ていたゞいて片時も忘れずに、必ず皆其徳を同じくしやうと仰せられたのであります。

以上は教育に關する勅語の梗概でありまして、我等帝國臣民は永久に之を守り、至誠を以て日々行はねばなりません。

此千古不朽の聖訓を御下賜になつたのは、即ち明治二十三年十月三十日で、時の内閣總

理大臣山縣有朋、並に文部大臣芳川顯正が參内し、親しく闕下に咫尺して拜受したのであります。

我カ皇祖皇宗

天 皇祖とは天照大神、皇宗とは皇室歴代の御祖先で
照 伊勢の宇治山田に祭祀せられある、皇大神宮は即ち
皇 天照皇大神で我國家の始祖であります。皇室に於か
太 せられては、皇大神宮を殊に御尊崇あそばさるので
神 あつて、毎年の新年祭、神嘗祭、新嘗祭には勅使を
宮 御差遣になり、又政治始には先づ皇大神宮に御事態
を奏上せしめられ、皇室及び國家に大事のある時は
必ずそれを皇大神宮にお告げになるのです。又即位
の禮及び大嘗祭後には神宮に御參拜あらせられます



斯る次第ですから我々國民は、皇祖、皇宗を敬ひ我國體の尊きを慮つて、愛國の念を忘れてはなりません。

國ヲ肇ムルコト宏遠ニ

皇祖天照皇大神は我國家の出現する根元の始祖であつて、皇室がそれを繼承し、統一し給ふたのであります、其お始めになつたのは、遠いおほむかしのことで、皇祖天照皇大神は天孫瓊々杵尊を我國にお下しになりました。其時皇祖は、詔して「豊葦原の瑞穂の國は吾子孫の王たるべき地なり、爾皇孫之て能く治めよ皇位の隆んなること天壤と俱に窮りなかるべし」と仰せられた、そして八咫鏡。八咫瓊曲玉。天叢雲劍の三種の神器を、瓊々杵尊にお授けになつて、「この寶鏡を視ること我れを視る如くせよ、牀を同くし、殿を俱にして齋鏡とせよ」と宣ふたのであります。

そこで尊は神器を奉じ、天兒屋根命、天太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命等諸神が輔弼となり、天忍日命、天津久米命等は、物部を率ひて警衛し、猿田彦命は中途に奉迎し、

鹵簿肅々として瓊々杵尊は筑紫に降られた、之れを天孫降臨と稱するのであります、そして吾田國笠狭岬と云ふ所を下して皇都

と奠められて、木花開耶姬を册立して皇后とせられ賜ふた。

天孫降臨
此御二方の間に火闌降命、彦火々出見命が降誕せられた彦火々出見尊の御子に、鷓鴣草葺不合尊があり、此尊の第四皇子が若御毛沼命、又狭野尊とも申した、此御方が日嗣皇子となつて高千穂宮に居られた、瓊々杵尊から葺不合尊迄三代、日向に都して皇化西州に

洽く行き渡つた。

併し未だ東國地方は各部落に酋長があつて、皆夫れを奉じて各獨立割據し互に軋轢を生



じ多く非人道的の振舞が絶へないので日嗣の尊は、之を遺憾とせられ皇族會議を開いて東征の議を御諮りになり、滿場一致でこれに翼賛の意を表されたので、尊は各皇族及び群臣は固より殊に水軍を率ひて日向を發し、安藝、吉備等沿道の國々を宜しく平定し、侍機數年漸次大倭國を平定せられました、そして畝傍の樞原の地を都と奠められ、宮殿を造營し玉ひて、此處に天皇の御位に即かせられた、神日本磐余彦尊と申し即ち我が大日本帝國に於ける、人皇第一代の太祖、神武天皇であります、今より丁度、貳千五百九十四年前の二月十一日、之が實に我國の紀元節であつて、國民舉つてお祝ひ奉る佳節であるのです。

之は最初高千穂の宮に於て、皇族會議を開かれて、東征の議を諮られた時『都を東方に遷さんとす』と宣言されたが、それを茲に實行し玉ふたのである。

それから輔相、宰相、公卿文武百官の官制が定められ、諸官職の陞叙任命が行はれて、秩序整然たる朝廷が畝傍山の邊りに新設せられたのである。

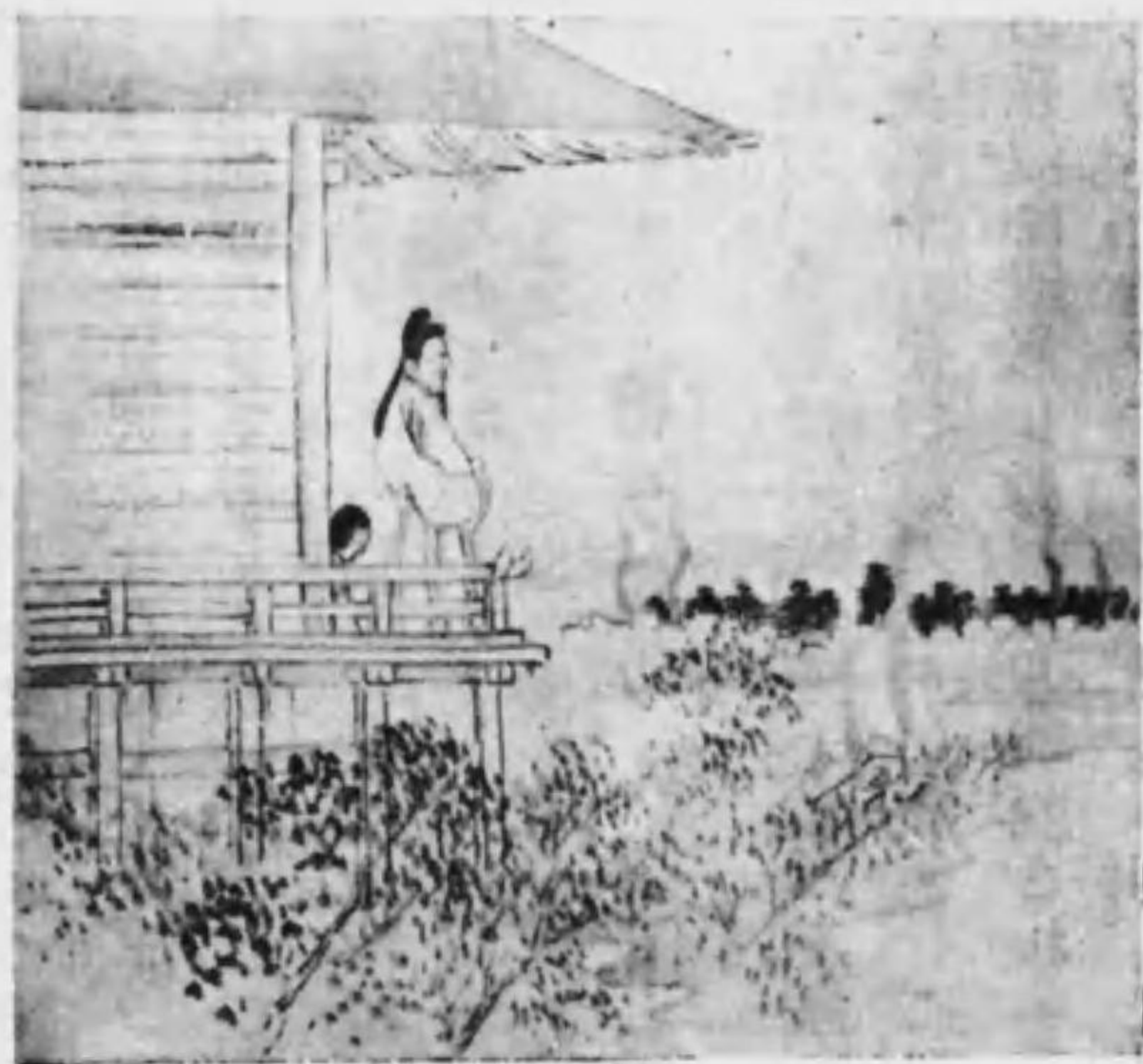
祭場を鳥見山に造營されて莊重森嚴に皇祖天神を祭られ、天皇親ら新穀を供して最も嚴かに、大嘗祭を行はせられたのである。これが大嘗祭の濫觴でありまして、爾來、天皇御

一代に一度の大典として、大嘗宮を設け悠紀、主基より新穀を奉らしめ、天皇親ら天神地祇に捧げて祭典を舉行せらるゝのであります。

そして神武天皇は在位七十六年、寶算百三十七、毎年四月三日に行はれる神武天皇祭は天皇崩御の日であります。斯くして建國の大業を成功せられ、國家を安泰の地位に置き民力を休養せしむる爲め、種々の政策を行はれたのであるが、此の如く我大日本の建國は實に宏遠なのであります。

徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

皇祖、皇宗は臣民を愛し教へを垂れ玉ふ貴き模範を、萬世にお遺しになりました、就中、人皇第十六代仁徳天皇が仁慈德行に富ませられた事は世に名高いことですが、天皇は攝津の難波に遷都し高津宮と稱號されまして、萬事質素勤儉を旨とし親ら國民に其模範を垂れ給ふたのです、この難波が抑も大阪市の起原であるが、當時高津宮は海岸にあつたが、天皇は交通の利便を計り堀江を掘り、橋梁を架け道路を開修し水利を完備せしめられた、



儉貯蓄の美風を涵養し玉ふた、そして數年の後再び高臺に登り玉ひし時には、其以前の時

仁 德 天 皇

京都から河内の丹比邑に通ずる國道は此時初めて出來たものである、其他攝河二州の荒蕪地を開墾して先づ五萬坪餘の田地を得られ、そして百姓を其堵に安んぜしめられた、天皇は紀元九七三年に踐祚されたが、其後四年を経て或る日高臺に登り玉ひて、攝河泉の平野を遠望された處が民の炊煙頗る稀薄なことに御心附かれ百姓みな窮乏せり、之は宜しく救済の途を講ずべきであると思召され、忽ち臣僚に命じて三年間賦税をお免しになつた、そしてお親らは見るもお痛ましい程質素の御暮らしを遊ばされた、宮殿は荒廢し時には風雨が御寢所を襲ふやうなこともあつたが、更に御意に介し玉はず大に勤

とは異り、炊煙盛んに立ち上りゐるので天皇は大に歡喜し玉ひ、『高き家にのほりて見れば煙り立つ民のかまどなどは賑ひにけり』と詠し玉ひそれから、皇后宮にお向ひになり、『朕は既に富めり眞に富者となれり』と仰せられた、すると皇后宮はいと不思議に思召され、『宮居は斯く毀はれ柱は朽ち雨さへ漏る有様なるに何とて斯くは宣ひける』と申された、然るに帝は莞爾として微笑を漂へ玉ひ、前記の御製の詠草をお示しになり、『朕當さに富めり、民の富めるは朕の富めるなり』とそして尙ほ『國に元首あるは百姓あるが故なり、國は百姓を以て本とすべきである』と最嚴かに仰せられた。

百姓は皆々窮乏から救はれたので、萬民咸く帝の御仁政を頌し、皇居修理を願出でたけれども尙ほ時機早しとお許しにならなかつた、其後勤儉の美風は至る處に行はれ、國は實際豊かになつた、其處で初めて課税を賦せられ、宮殿の修理も許された、すると遠近の老幼相携へ來り、材を運び石を擔ひ晝夜兼行で働き、難波の皇居御造營は衆力に依つて幾許もなく出來上つたのです、斯くして庶民悉く聖恩に感泣せぬものはなかつた。

明 治 の 仁 德 天 皇

然るに明治大帝の御事蹟を拜承すると、これ又矢張仁徳帝の御仁政と同様頗る御仁慈を垂れ玉ふた。明治天皇は、實に近代の仁徳天皇であると存じます、敬神、愛國、愛民の御情想の深きことは唯感泣の外はないのであります。

其一例を挙げますと、明治六年五月五日宮城が炎上した、と同時に赤坂御所に御避難になりました、そして三條太政大臣に勅諭を御下賜になり、前略『朕が居室の爲めに民産を損し黎庶を苦ましむること勿るべし汝實美其れ斯意を體せよ』と仰せられ、遂に赤坂御所を以て假皇居とお定めになつた、其御所と申すのは元紀州家の邸跡で誠に狭隘なもので、聖上の御座所が僅か十五疊一間で而も御食事其他、何もかも其御一室で遊ばさるのであります。

必要に迫られて御増築

御座所の裝飾なども至極質素なもので、僅かに正面に床間と違棚がある位なことで、無論皇后宮の御座所も其通りで、現代人の想像もつかない程御手狭な、御窮屈なことで實に之が畏くも一天萬乗の大君の御座所であるかと、驚くの外はなかつたのです、併し其後餘

りお手狭なのと又一面には外國の皇族や特別使臣の饗應等の場合其他皇族、臣僚に酒饌を賜はる等に甚だ不適當である爲め必要に迫られて南方の空地の樹木を取除いて新しく二室を御建築になりました、それは明治十七年のことでありました、御新築と申しても唯名ばかりで、今日のブルジョア階級の住居などは到底比較にならない、洵に勿體ない程お粗末な御殿であつたが、それでも元の古い御殿に比べて如何に清々しく、思召したてせうか、當時の御製に御感想を拜察するに足るものがあります。

御製

たかとの、軒にさしいる月見れば風なき夜半も涼しかりけり

現在の赤坂御所は此日本建の御殿を取除いて御建築が出来たものであります。

澤山な御酒と鰯を賜はる

明治大帝は斯る窮屈な御座所に不自由な生活をお続けになつても御殿御造營の事は別段急ぎ玉まはず、唯國を富まし民を豊かならしめんことのみ思召した、此趣を洩れ承つた國民は恐懼措く處を知らず。至誠の迷りから各方面の老幼がそれ／＼應分の献金をして、宮

城御造營を一日も早くと祈つた、そして愈々御普請と云ふことになる、四方から集つた多くの人々は、労働者は一人もなく中には妙齡の娘さん達もあれば、五十路の坂を越へたお婆さんも交つて、唯々大君の御所を立派に造り上げ参らせた一心から、汗水垂らして土や石を持ち運び、一生懸命に働いて居る處を、或る日、聖上、皇后宮御同列で特に行幸啓遊ばして、この様子を御覽になり、非常に御満足に思召され、

『よく働いて呉れる、御苦勞なことぢや。うんと飲ましてやれ』

と仰せになつて、澤山な酒樽と、鯛を御下賜になりました、斯る次第で前項に記した仁徳帝の難波の高津宮を御造營しまいらせた國民の至誠と、丁度同じこととあります、只今の宮城こそは、昔に變らぬ眞に國民忠誠の結晶で出来上つたもので、如何にも美しく亦貴い、君民情操の現はれてはありますまいか。

千代田の宮城へ遷御

斯くの如く官民協力して、作業を進めたので明治二十一年十月に至り工事竣成を告げ、内外の御裝飾に至るまで悉皆整ひたるを以て天皇は其勞苦を空しくせずとの思召しと、又

一つには其翌二十二年二月十一日を以て、憲法發布の式典を舉行せらるゝに依り、取急ぎ二十一年一月十一日と云ふに、この新しき千代田の宮城へ遷御になつたのであります。

御製

朝けふり立ちそふ末に知られけり民のなりはひすゝみ行く世は

明治天皇が御歌に堪能であつたことは固より、都ての文事に秀でられ、殊に歴史は好んで御講讀になつた、そして史書を御會得の上、それを御治世の御參考に採用せられたことは、御製に依て拜察することが出来ます。

古への文見る度に思ふかなおのか治むる國は如何にと

いそのかみ古きためしに尋ねつゝ新しき世のことも定めむ

今の世に思ひくらへてひそよかにふりにし文を讀そ樂しき

九重の雲居の庭におはす大君が、戦地にある將卒の身の上、又一般民草を寒暑につけて憐み玉ふ大御心を拜察するに足るもの二三を擧ぐれば、

事あるにつけていよ／＼思ふかな民のかまとのけむりいかにと

たちつゝ市の家居は暑からん風の吹き入る窓せまくして
 幼児を育みながら田に畑にいそむ賤の暇なけなる

千万のあたを恐れぬ丈夫もこの暑さには堪へすやあるらむ
 ものゝふの野邊の假臥いかにそと思ひやらるゝ夜半の霜かな

斯く神ながら、尊く、偉く、威く、お優しく、そして政務に御精勵であつたことは、洵に恐懼感激の外はない。

憲法議定會議

彼の伊藤博文公が、獨逸に到り憲法調査を了へて、歸朝したが丁度明治十六年の末で、其翌十七年の四月宮中に制度調査局が設置され、公が長官となり、憲法起草委員が任命されましたが、漸く二十一年四月に至つてその草案が出来て、公は明治大帝に捧呈されたが、偕それを如何にして議定發布すべきかに付いて、餘程八釜しき問題であつたが、結局樞密院を設けて、皇族を首め内閣各大臣、其他學識、才能、達見の士を顧問として議定せしむることになつた。

そこで例の假皇居の、新築になつた二室を憲法議定の會議室にお充てになつたのである。此建物が後に伊藤公に御下賜になつた、憲法記念館である。

明治二十一年五月八日から、御前に於て憲法會議が開かれ、それから十二月十七日迄續けられた、大帝は毎回朝の定刻に必ず臨御あり、御晝食に入御、午後一時に又出御、三時乃至四時迄玉座に御着席に相成つて、一回も御缺席はなかつた、その間炎熱燦金の猛夏、午後西日が玉座にさして御膝元まで照りつけた、それでも大帝は「暑い」とも何とも仰せられなかつた、黒田總理大臣がお見兼申して立つて障子を閉めた位であつた。

翌年一月新築の宮城へ遷御の後、只今の宗秩寮を會議室に充てられた、そこにはストブがあつたが、それでも部屋は寒かつたので火鉢を入れたが、皆「寒い」と云ふのに大帝は一言も「寒い」と仰せになつたことは斷じてなかつた。

突如皇子薨去の報

新皇居に御移轉になる前年十一月十二日、憲法會議中のことであつた、突如侍従が會議室に入つて来て、伊藤議長に低聲に耳語して去つた、議長は席を立つて、玉座に近付いて

何事か聖上に内奏した。折柄議場は顧問官が荐りに論戦を闘はして居た。併し一同は議長が内奏した事由を更に知る由もなかつた。

けれども大帝は相變らず平然として、玉座に着れて居る、斯くして稍長時間に亘つて論戰討議は進められた、議長は今や遅しと會議の終了を待つて入場のことを奏請した、すると大帝は玉座をお立ちになり入場せられた。

そこで伊藤議長は一同に對ひ。

『さて先刻侍従から突然、皇子殿下薨去遊ばされた旨の報があつたので、驚いて余は、聖上に其旨を言上し、直に議事を中止して入御遊ばさるや、如何取計つて然るべきやを奉伺したのであるが、大帝は何事のありとも此一條が議了するまで議事を續けよとの御沙汰であつた、依て其儘討論を續行し、採決の後議事の終了した旨を言上したので、只今入御に相成つた次第である』

と議長から此報告をされた、列席の各顧問官初めて事の次第を聽いて驚き、且つ感激の涙に咽んだのである。

これは皇子昭宮猷仁親王が薨去せられたのであつた、聖上は皇子の薨去は皇室の私事である、憲法會議は國家の公事なり、公事の前に私事はないとの、有難い思召の爲め、議事終了まで玉座をお立ちにならなかつたと申すことである。

大帝が國家の重要政務を如何に尊重し給ふたか、斯る聖天子が何れの國にあるであらうかと、御高德に激激し讚仰せぬものはなかつたのであります。

『徳を樹つること深厚なり』とは斯くして我等臣民に其模範を垂示せられたのであります。

我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ

忠義と言ふことの意義は、先づ字義から申すと、忠は君に事へて二心なき、まごころ、義は正しきすぢみち、であつて臣の赤誠を君國に盡すを言ふことで、忠義は獨特の我國民道徳であります。

臣民たるものが克く忠なるに依て、即ち君民一致の情操となり、國家の基礎を鞏固なら

しむる所以であります、國家は一定の土地と統治組織とを有する人類の集まりであつて、

吾人の共同生活舞臺であります、故に國民は皆自己の生存する舞臺の安寧富強を圖るを以て目的とするは寧ろ當然の歸結であります。

清麿、道實の忠誠

昔から我が君國に忠を盡した人達は枚擧に遑なしてすが、彼の和氣清麿が、人皇第四十八代稱徳天皇の時、その誠忠を以て、大膽不敵の徒たる僧道鏡が、天位を褻瀆せんと企てた、奸譎極まる謀計を看破して、之を能く沮止し得たことそれから延喜の朝に於る、性穎悟にして庶務に明練、治體に鑒達した、右大臣菅原道眞が忠誠人を動かすものあるを、左大臣藤原時平は道實の才能自己に優れるを以て喜ばず大に之



和氣清麿

を妬み終に讒言して、道實を太宰權帥に左貶し筑紫の太宰府に遷謫した、されども博識達觀の道實は何等怨嗟の色なく、門を鎖して外出せず朝恩を感懐し、光風霽月、吟嘯して烏

兎を送ること三年、罪無なき英魂は空しく天に歸した。

菅

聖天子醍醐帝は後道實の官を太政大臣に復し、正一位を贈られた、道實は學博く文藻に長じたるを以て、世人の崇拜する處となり天滿宮と祭祀せられた。

公 楠父子の忠孝

楠正成は後醍醐天皇の勅命を奉じ義兵を擧げて北條氏を討ち、遂に建武中興の實を擧げ各地に轉戦したが結局足利尊氏と湊川に戦ひ、慷慨悲憤の涙を吞んで戦死を遂げた。





是より先、正成は此事あるを知りて其子正行に對し、『今回の戦ひは天下興廢の岐るゝ

處である、父若し戦死せば、世は尊氏の有となり、宸慮を惱し奉るは明かである、汝今幼少なりと雖も忠義の道はかねて知る、一度故郷へ歸り、時機を待つて義兵を起し、再び菊水の旗を翻へし、敵を千里に追ひ攘ひ、宸慮を安んじ奉れ！』

と懇ろに諭して訓を遺したのである。時に正行、年甫めて十一、父正成戦死の後は只管父の遺誠を奉じて、常に逆賊討滅を志し、長ずるに及んで、帶刀、檢非違使、左衛門尉等に歴任し

河内守を兼務した、そして一族和田正朝、賢秀

と俱に吉野の行宮を守護した、後村上天皇踐阼の初め屢々兵を出して賊軍を敗つた、然るに正平二年足利尊氏は細川顯氏に命じて河内を攻めしめた、正行は之を譽田林に邀撃した此時、山名時氏兵六千を率ひ來り顯氏を援けた、正行は二千の兵を以て瓜生野に奮戦又之を撃破した、斯くして正行の威風は近畿を風靡した。

茲に於て尊氏憂虞に堪へず、高師直、師泰兄弟をして兵六萬を率ひ大舉して攻堅せしめた。正行は弟正時以下百四十餘騎と俱に決死を誓つて、先づ行宮に赴き拜謁を請ふて奏請した。

『臣は父の遺命を守つて黨族を率ひ、日夜朝敵を討伐せんと焦心罷在候も、臣不幸にして病骨なり萬一病に斃れ申さんか、君には不忠の臣と爲り、親には不孝の子とならん、然るに只今賊の大軍押寄來れり、賊將師直の首級を擧るは此時なり、臣は必死の覺悟に候得ば、今生に於て今一度龍顏に咫尺仕り度、非禮を顧みず推參仕りたる儀に候、何卒宜しく願ひ奉りまする。』

と正行は聲くもらして言上し、鎧の袖に滴る涙を止め敢へなかつた、すると玉座の御簾は巻き上げられた、そして龍顏麗しく謁を賜ひ、

「オ、正行よ能くも来りつるぞ、朕は満足であるぞよ汝は此程數度の激戦に、戦ふ毎に勝利を得て敵軍の士氣を推き、尠しも瘁ところなきは、朕が意を安んじたること幾許なるか、殊に汝父子の忠誠、朕は嘉ばしく思ふぞ、然るに這般は賊軍大舉來襲せり、汝能く寡兵を以て討伐せんとす、蓋し任や重し勝敗は時の然らしむる處、汝は朕が股肱の臣なり勗めて自重自愛せよ、汝正行能く朕が意を體して努々忘るゝこと莫れ！」

洵に優渥なる聖詔を辱ふし、正行恐懼措く處を知らず、叩頭再拜稍久しふし最と惜しき名残を止めて退下した。

斯して正行は之が最後の拜謁と思へば、眞に斷腸の念ひであつた、それより一族郎黨を率ひて後醍醐天皇の御陵に拜跪し、「臣正行若し此度の戦に利あらざれば、生きて再び聖靈を參拜すること難し、或は之を以て納拜ならんか、神靈宜しく納受し給へ」と言上し、其傍なる如意輪堂に詣り、其過去帳に一族の氏名を記し、又其扉に鐵もて、「歸らじとかねて思へば梓弓なきかずに入る名をそ留めむ」と一首を書き遣し、各鬢髪を切つて佛堂へ投入れ、正行は僅三千の兵を率ひて吉野を出陣し敵陣へ向つた。

四條 暇 の 激 戦

時に南朝の正平四年五月五日の早天、正行は四條中納言隆資卿を大将として二萬餘騎を引具して先づ飯盛山に向ひ、此所にて強敵を駈散し、四條暇に敵の大軍を迎へたり、奮戦數刻、馬は斃れ人は傷きたれども正行屈せず、部下を督勵して突貫を試み、師直の本營に迫り當に之を捕へんとした、然るに上山高元なるもの僞つて吾は即ち高武藏守師直なりと稱して出會た、正行大に喜んで其首を斬つた、そして夫れを空中に擲ち手に承け止むること二回、終に其首の僞りなるを知つて大地に抛ち。

「汝も亦無雙の逆賊なり、今賊將の名を僞つて相果てしは不埒なり、併し其勇武なりしは決して常人にあらず」

と正行は呵々大笑し。これより此日尙ほ激戦數刻三十餘合に及ぶ、賊軍の死傷亦算を亂だす、正行兄弟も亦身に數箭を受け、残兵みな重傷、弓は折れ矢は盡きて又如何とも詮術なし、茲に於て兄弟偶座し自若として交刺した、時に正行年二十三、別格官幣社四條暇神社は正行の英魂を祭祀せらる所なり、又湊川神社は父大楠公を祀る別格官幣社にて、楠父子

の誠忠は後世人みな崇拜する所、實に之れ天下忠孝の龜鑑として仰ぐべきであります。

億兆。厥ノ美。國體ノ精華。教育ノ淵源

億兆とは、數多き義で天下萬民と云ふこと、心を一にしては。吾人臣民が心を協せてと云ふ義。世々厥の美を濟せるは。世々は代々、その美は。善美、善美とは忠孝兩全のこと。此れ國體の精華にしては。國體は國柄。精華はすぐれて美しい花の如き光彩を放てる義。教育の淵源亦實に此に存す。教育の(みなもと)が實に此優美な處にあると云ふ意味であります。

併し此教育の淵源とある場合の教育と云ふ語は、普通の場合に於けるものとは違ひ、唯教へ育てると云ふだけの軽い意味でなく、之れには國民教育と云ふ頗る深い意義が含蓄されて居るのであります。國民教育とは我國體が、萬世一系皇統連綿實に二千六百年、金甌無缺世界無比の國柄で、最も尊むべく最も誇るべき神國であつて、吾人帝國臣民は悉く神の末裔であると云ふことを能く理解し、先づ第一に敬神愛國の道を尊重すべき觀念を、精

神的に自覺し光彩ある花の如き、優越せる善美の思想が自然に湧出する處に基礎を置いての教育を言ふのであります。

叙上が勅語の第一段について、譬諭を以て申上たのでありますが、尙ほ平易簡明に申しますと。

「朕が思ふには、我が皇室の御祖先が大昔に於て、廣大な組立て國家を闢かれ、代々の御祖先がそれを承繼がれ民を深く憐み恵みを垂れ給ふた、すると國民も亦君國に對して克く忠孝を盡し、萬民皆心を協せて代々美しき行ひを遺憾なくして來たことは、實際優越した美しき國の本體に開いた立派な華である、従つて國民の教育思想もこれから湧出るところの源である」との御趣旨であります。

爾臣民父母ニ孝ニ

爾臣民とは天皇より我國民の全體に對つて直接に仰せになつたお言葉で、父母に孝にとは兩親に孝行を盡せよ、とのこと、孝とは能く父母に事へ心情を盡すこと「孝は萬善の本」

と云つて孝道を知るは、諸の善行の根本であると言つてあります。之は國家にとつて最も大切なことで、一人孝を盡さば他人も之に感化されて孝を爲す、國治まり天下太平の本であります。

伊藤仁齋の孝養

寢食を忘れて學を勵む

伊藤仁齋、名は源佐、字は維楨、仁齋は其號であります、寛永丁卯の歳京都の堀川に生れた人で、幼少の頃から非常に學問が好きで、晝夜書物を手から放したことはなかつたこととす、源佐の家は代々商家であつたが、父親は疾くに歿して母親と二人になつた、それからは商賣も自然に出来なくなつた、それで家計が豊かでないのに源佐は讀書に許り耽つて居るので、親類の叔父に當る人が家計のことを心配して、度々やつて來て随分八釜敷説論をして、醫者や坊主ではなし商家では夫れ程大なる學問の必要はない、いゝ加減に本讀みを休めて、何か商賣を始めて家の生計の道を立ねばならぬ、と家を思ふ一心から五月蠅意見をするのであつた、源佐は唯有りがたう御座います、其内何か考へます、と言つて

叔父の氣分を少しも損しないやうに取りなして歸すのが例であつた。



伊藤仁齋

併し源佐は叔父の前では如何にも改心した如く見へて居たが、依然として讀書は休めない、寢食を忘れて學事にいそしむのであつた、然るに母親は却々の賢婦人で源佐の才氣が非常に勝れて居ることを、心私かに知つてゐるから、貧苦を耐んで何事も諦め小言一つ申しません。

仁齋の學說駁撃さる

そこで源佐も母親に對して實に能く孝行を盡し、何一事でも母に背いた例がないのみでなく常に心を慰めるやうにして、一面一生懸命に勉強して居ましたが、其内年頃に成つたので母の勸めて妻を迎へた、處が其妻も實に心懸けがよく、夫源佐に同化して一所になつて母親に

孝養を盡すのであつた、世間でも源佐の家庭が圓滿なのに皆感心して居た。

其内妻は男子を擧げた、名を源藏と云ふこれが後に有名な學者伊藤東涯である、源佐は最初宋の周濂溪、張横渠、程明道、程伊川、朱熹等の儒教哲學を講究して居たが、三十七歳の時此朱子學派の學說に欽陥ありとして、古學を主張し、知行合一を主とする學說を唱導するやうになつたのである、然るに餘程門弟も出來、名聲も稍高まつた、すると大高坂芝山と云ふ學者が、適從録と名打つた著書を發行して、仁齋の學說を大に攻撃した、それを見た仁齋の門下生某が大に憤慨して、其書を持つてやつて來て仁齋の面前につき付けて曰つた。

『先生斯のやうな物が出來て居ます、莫迦に先生の說を駁撃して自己の主張する學說が優秀なやうに、大法螺を吹いて居るのです、先生早速、反駁の辯を作つて彼の蒙を啓らかして、降参させてやりたいと思ひます、先生怎てせう一つ早くおやりになつては！』と慨嘆に堪へぬもの、如く血氣に焦燥のであつた、處が仁齋はハ、アと笑つて何も答へなかつた。

門下生は如何にも肚に据へ兼た面持である。

君子は三端を避く

『先生は何たか對岸の火災視て、全く他人の事のやうです、こんなに攻撃されて黙しては居られないではありませんか、それとも先生は之に對して辯駁の辭が無いのですか、それとも先生が筆を採るのが面倒だと被仰ならば、それは手前が筆記致しますが。』
と言つて門下生が頻りに攻め立てるのであつた、そこで仁齋は徐ろに口を開ひた。

『イヤ汝の言は、師を思ふ一念の情の迷りである、尤も千萬のことではあるが、拙者は其辯駁は書かない、何故なれば、君子は三端を避く、辯士は之れ舌端を避く、武士はこれ鋒端を避く、文士は之れ筆端を避くと云つて君子は人と争はず以て身を全ふするをいふ、彼果して是ならば、吾は其を悟つて彼を無二の友とすべし、吾の學說果して是なりせば、彼又他日その非を知るならん、辯駁は無要なり捨て置くに如かずである』と云ふのであつた、仁齋が常人でなく豪膽にして知識の勝れたる、人格者たりしことは此一事を以て見るも首肯せられるのであります。

仁齋の豆撒

仁齋の逸話は種々ありますが、茲に一つ記しますのは我國の習慣で毎年節分の日には、追儼の豆撒をする。併し伊藤仁齋の如き世事に達觀した人物から言はせると、此豆撒などは甚だ以て兒戯に類したことで、其舊慣を全廢したいと考へて居た。處が老母が「源佐や今日は節分だから丁寧に豆撒をしてお呉れよ」と云つた、すると孝行な仁齋は、「ハア〜承知致しました」と答へて母親の言葉に少しも逆らうことなく、古びた社杯を取り出してチヤンと正装した、そして四邊に響く大音聲。

「鬼は外、福は内」と幾度か繰り返しながらバラ〜豆を撒た、母親はいゝ氣持で「ア〜、よかつた之れで惡鬼を攘ふことが出來て結構だ」と云つて喜びました。

すると隣家ではそれを聞いて、アノ學者の家で盛んに豆撒をするのだから、何か故實があるに相違はない、今年は廢すつもりであつたが、仁齋先生がやるのだから自分も大に撒くことにしやう、と至る處で盛んに「鬼は外、福は内」と豆撒を行たさうであります。

これは仁齋が母の意に逆はぬ爲めと、又一は愚なこと、自分は醒て居るからとて、世間の

の舊例を別段破る必要なしと考へたからである。

母子の情濃やかなり

伊藤仁齋は頗る謙讓な人で上下の別なく、實に心好く交際をした、それで非常に人望が高まつた、彼の大石良雄、小野寺十内なども仁齋門下であつた、仁齋は古學を主張し此時既に「論孟古義」、又「語孟字義」等有益な著書を上梓した。

然るに母親は圖らずも病床に臥した、仁齋はそれを痛く心配して、帶も解かず晝夜看護に手を盡したが、更に病氣は怠る容子は見へなかつた、永らく病床に居たが病勢は益々募る許り、それを一日の如くに凡ゆる介抱をした、その甲斐も無く終に再び起つ能はざる容體となつた、そこで母親は仁齋夫婦に向ひ、「お前方は此永い間の煩ひに能く孝養をして呉れた、母は死しても決して忘れませぬ、最早何の名残りもない忝ひ〜」と仁齋の手を取つて、苦痛の内に喜びの色を表はし染々と禮を述て終に不歸の客となつた。

仁齋は質素ながら最と嚴に最も深沈に葬儀を営んだのでありました、併し親が臨終に際して我が子の手を取つて厚く禮を述べる杯、却々多く聞かないこととす、仁齋が如何に

孝養をしたかは、筆に圓轉滑脱の妙味を飲いて事理を充分盡し得ませんが、蓋し母子の情濃やかなるは想像するに餘りありと存ぜられます。

仁齋と徂徠

それから仁齋の才名は各方面に響いた、門下に集り来るものに多く、即ち門前市を爲すに至つた、各方面の諸侯が仁齋を抱へんと屢々使を寄越のであつた、細川侯の如きは祿五百石を以て聘せんとしたか之に應ぜなかつた、仁齋は曰ふ別段食祿を食んで束縛される必要もなく又それは本意でない、生涯處士逸民で暮し、自分の學説を普及せしめんことを望むのである。

終には月卿雲客に接することも度々あるやうに成つた、後には彼の天下無二の大學者を以て自負した、物茂卿荻生徂徠が頗る辭を低ふして仁齋に款を通じ、譏を請たのであります以て仁齋が如何なる人物であつたか、學海の廣狹深淺が伺はれると思ひます。

伊藤仁齋は七十九歳を以て寶永二年三月十二日鬼録に入つたが、明治四十年十月二十三日生前の功を賞し正四位を贈られた、著書は前記の外、心學原論、大極論、性善論、大學

定本、童子問、周易乾坤古義、春秋經傳通解、仁齋日札、續近思錄鈔、中庸發揮、文集、和歌集、詩集等の良書があります。

兄弟ニ友ニ夫婦相和シ

兄弟ニ友ニとは、一家内の兄弟姉妹がお互に仲よく暮して、何等心の隔がなく親しみ合つて行くことです。友とは、いつくしみ深しと云ふ意味であります、兄弟姉妹は申すまでもなく、父母を同じくし其慈愛を同ふして一つ懐に育まれて成長したものです、それ故に異體同心とも言ふべきもので、自然に、いつくしみ親しみあふのは當然のこととて無くてはなりません、そしてお互に人の道に背かぬやう、悪しきことを避けて正しい道を行ふことに勵み合ひ、兄弟は弟妹を訓へ導き、又弟妹は兄弟を敬ひ慕ひ、相扶け合つて行くならば一家は誠に平和圓滿に波風立たず楽しく月日が送られるのです、そして同胞皆立身出世して立派な人となり、我國が世界に誇るべき君子國の實が擧げられるのであります。

夫婦相和シとは、夫婦が少しの隔心もなく、妻は夫を敬愛し、夫は妻を信愛し能く一致

和合して圓滿なる家庭を造つて行くべきことを仰せられたのです。

『禮始於謹夫婦』とあつて、夫婦の間に必ず禮儀がなければならぬ、互に人倫の道を固く守つて夫も身の行ひを正しくし、妻も無論行狀を正しく雙方奢侈に流れず、又吝に失せざれば、自然に禮儀が保たれて琴瑟相和すと申すことになります、斯くして初めて家は齊ひ、社會風教上の模範となり、一國の基礎を鞏固にする所以であります。

精神的には男女の差別なし

我國は決して男尊女卑の國ではありません、併し生活の都合上男は家の主位に居り、女は従位に居ると云ふに過ぎないのです、男は男の本分あり、女は女の本分があり詮する處同等の權利を有つのであるが、男女は體軀の結構に強弱の別其他の關係があつて、可能性と不可能性に由る差異があります、それで同一作業に適せない場合がある、例せば兵役の如きに於ても女は適せない。併し男は又子女の生育には可能性がない、故に陽陰の別は自然の差であることを知らねばならぬ、これは即ち形體の上に於けることで、精神的には毫末も男女の差別も權利の差別も無いのであります、ですから何事にも女を卻けて男が先駆す

ると云ふ譯でないのです、されば此理を能く理解して、家族制度の尊重を忽せにしないことに勤め、天佑の安寧幸福を全ふすべきであります。

増尾兄弟の友義

承久の亂に武藏の住人、増尾春榮は兄種直に従つて官軍に屬し、宇治、勢多に奮戦した兄は敵の流矢に中つて痛手を負ふた、春榮はそれを助けんとて危険を冒して駆け寄り、遂に賊軍の爲め捕虜となつた、後北條義時が高橋家次に命じて春榮等の捕虜を皆、伊豆の三島に監禁せしめた、兄種直は幸に假死状態から脱れ得て戦傷も癒た、然るに弟が擒となつた事を聞いて大に悲み、三島に到つて家次に請ふて弟に面會を求めた、家次は一子を此戦役に失つてゐた、處が春榮の容貌年齢等戦死した我子に酷似して居るので、家次は人情から豫て春榮を鐘愛して居た、其處で今其兄が來たので直に會はして喜ばせてやらうと、春榮を呼び出し汝の兄が今面會を請ふて來たから、會見して能く話すがよいと懇ろに言つた春榮は喜ぶと思ひの外『イエそれは兄ではありません、兄は宇治の戦で疾くに戦死して今は此世に居ませぬ』と云つて拒絶した、春榮は心中飛立つ程喜しく兄に面會したくてなら

ないが、今若し兄弟の名乗をすれば無論兄も亦同様監禁せられ、どうせ死は免れぬ、されば我家を繼ぐもの一人もなく、殊に兄は幸ひ戦傷も癒へた、それを愁に今名乗つて死地に陥る、無謀は出来ぬと思つたからである、兄は弟がそんなことを考へて居るとは知らない、『それなれば兎に角貴下の面前に於て對面し眞偽を明かにせん』と云つたので、家次は兩人を會見せしめた、兄は腹に据へ兼ねて春榮に向ひ『折角汝に逢はんが爲め遙々尋ね來たる現在の兄を何故に拒絶するか』春榮は殊更平然として云ふ『汝は身の禍ひも顧みず何の必要が有つて吾兄なりと名乗り來るか、其志は喜ばしいが、斷じて吾兄にあらず速に此所を去れ』兄はいよ／＼驚き『吾汝と相携へて出陣するや不幸敵



増尾兄弟

箭に中りて倒れ終に汝と別れたり、それが爲め吾を怪しみ信ぜざるか』且つ説き且つ強辯すれども、弟は更に承服する容子見へず、兄は止むなく意を決して『吾此所に來りたるは餘の儀にあらず、永く捕虜となつて耻辱を受けんより汝と俱に自刃して、武士の本分を瑕つけず増尾の家名を汚さぬ爲め、然るに汝は吾を信せず此期に及んで如何で躊躇すべきぞ、吾は此場を去らず腹掻切つて吾意思を明かにすべきのみ』言ふより早く刀を抜き放ち、あはや、斯くと見へた、春榮今は堪りかね、『先づお待ちあれお兄上』と涕泣拜俯して罪を謝し『此處に至りて又何をか申さん、其お心とは少しも存ぜず只兄上を危地より救ひ申さん爲めの計略にて、心にも無き無禮の段何卒宥し玉へかし、斯くなる上は屑く兄弟高く名乗を擧げ、仰せの通り天晴武士の本分を立てんのみ』兩人相擁して悲嘆の状世にも哀傷の極みであつた。

聽て種直、家次に請ふて曰ふ『春榮は生弱冠にして別に罪あるに非ず、願くば吾を罪して弟を宥恕し給へ』と家次は兄弟の心情に深く感激し、大宮別當に依て鎌倉へ命請ひを爲し遂に助命の沙汰に接した、家次は春榮を養子とし高橋家を嗣がしめた、兄種直は家次の

鴻恩を陳謝し喜んで郷土へ還つた、聞くもの此兄弟の義氣に感動せざるはなかつたと。
「皇朝金鑑」載録

朋友相信シ

朋友相信シ、の朋友は相知り常に相交はる人、同志を友と云ひ同門を朋といふとあつてトモガキ、トモダチで、相信シ、とは此友達とお互に心を許し合つて、些の疑念もなく深く信じ永く渝らぬことであります。

それはお互に少しの虚偽といふことが絶対にないからであります、何れに虚偽があつてもそれは信ずることが出来なくなり、すなわち無條件の無条件であることを條件としてあるのです、若し虚偽の有るやうな人なれば、即ち此勅語の意味に悖るもので、朋友として交りは出来ないのであります、人間は他人に指弾されるやうでは眞人間ではないのです、「居るに隣を擇み交るに友を選ぶべし」とあつて必ず友は選擇する必要があります、「友は我身の鑑みなり」又「朱に混れば赤くなる」の諺があります良き友を得て互に智識を磨き

永く交誼を厚くして行けば人生の幸福幾許なるを知らないのであります。

恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

恭儉己レヲ持シ、は恭の字は敬を重ねた語でつつまし儉の字は謙の貌でへりくだり慎む要は自分勝手の我儘をしないやうに慎むこと、己レヲ持シ、は謹慎にして自己の身を持まもることです。

博愛衆ニ及ホシ、博は廣くあまねし、愛はいつくしみ恵む、故に博愛とは博く世人を愛すること、衆に及ぼしとは老幼男女の差別なく社會全般の人々に對し、慈善心を以て遇することであり、それはさもあるべき筈、四海は皆兄弟であるから互に友情を盡すべきで、それが共同生活の基礎となるべきもので尤も緊要なことであります、尙更に進んで云へば獨り人類のみならず、動物愛護、植物愛育等一切の有機物に對しても同じく慈愛の念を注ぐと云ふ意味でありますから、恭儉己を持して博愛衆に及ぼすといふことが人間として踐むべき當然の道であります。

學ヲ修メ業ヲ習ヒ

六二

學ヲ修メ、學とは、まなびならふ、修は、とゝのへをさむることて、學理を研究して事理を分明すること。

併し學問と云へば随分浩曠なものであるから、總の學科に通曉することは容易なことではないから、假令高等學府で學ばなくても、義務教育即ち尋常小學校六年の課程を卒へれば國民教育の基礎を築いたものであるから、それを土臺として常に修身數理等の研究を怠らなければ立派な國民であるのです。

願くば此基礎教育を修めてから高級の學府に入つて研究する人の多きことを望むのであるが、併し高級の學校に入ることの出来ない人は、必ず入學せよと云ふ譯ではない、今日は昔幕府時代未開の世とは雲泥の相違で、獨學で研究しても大家に爲り得る道はあります。それには先づ心得が第一であります。

業ヲ習ヒ、業とは人の爲すべき、なりはひの道、人の生活上欲くべからざる職務であり

ます。習ヒ、とは切磋琢磨し工夫し練習することです。

人の營むべき百般の業務、一口に言へば士農工商であるが、祖先傳來の營業又は其分に應じた、便宜適當なものを選んで練習し、即ち生計の基礎とし、一身を立て行くことですが、凡て積極的方針で常に向上發展の道を講ぜなければならぬのです。それには一意専心業務に熱中して改良を加へ優秀なる成績を收めねばなりません、故に業は能く練習する必要があります。茲に一つの面白い話があります。

繼母の賜物

柳澤淇園の妻に八重と云ふ人があつた、此婦人裁縫が非常に上手で非凡な腕前であつた、小袖一襲位ひは一日に裁ち縫ひを仕上げて了つて、頗る成績が良いそしてまだ餘裕綽々で其他婦人の爲すべき仕事一切を、遺憾なく爲し果すと云ふ實に稀れに見る手練な人で、拙くとも先づ普通人の四五人前位の技術である、夫淇園は吾が妻ながら餘りの手腕に大方ならず驚いた、或日淇園は妻に向つて裁縫の堪能であることを賞讃すると同時に、如何にして其巧妙な技術を得たかと問ふた。

六三

すると妻八重は莞爾として言つた「それは繼母の賜物です、妾は三歳の時實母に別れて



洪 圃 の 妻

繼母の情けの賜物で御座ります。」
 斯る次第で人は皆勉強努力に依て何事も熟練するものであることを忘れてはならないのです。

以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

以テ、とは敍上の學を修め業を習ひ。そして。と上句を承くる接續の辭で。智能ヲ啓發シ。は智識才能。ちゑのはたらき。啓發し即ち意を開き辭を達すること、所謂智識と能力とを開き現はすことです。

故に學業を修得しても才能が不足して居ては、學問の効果を活躍せしめることは不可能で、又智識才能があつても學業を修めなければ、才能の活動は完全に出来ないのですから、智能才能を充分に活躍せしめ得るには、學を修め才學兩つながら全きを得るにあるのです。德器とは德行器量。優秀な行ひの成るを徳と云ひ。穎敏な才の成るを器と云ふ。成就シは成し遂げること、勝れた行ひ穎敏な才を完成し、人の智識才能を立派に磨き上げること

であります。

徳とは普通には善行を爲し若くは、人を救済する等のことを申しますが、それは狭義の徳であつて、此場合の徳と申すのは即ち廣義の徳でありまして、これは、天皇の一國統治の大精神に随ひ國民が皆、完成したる才と行ひを以て、盡忠報國の實を擧げるを以て言ふ徳であります。

これが前の智能を啓發しと同じく、一に學を修めて能力を活用するといふこと、兩々相俟つて、完備することを意味されて居るのであります。

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

進テ、とは智能を啓發し徳器を成就して、そして其上にと申す意味です、公益とは一人の利益でなく、社會公衆の利益即ち國益であります。廣メ、とは之を廣く何處までも普及せしめることです。

世務、とは此世のつとめ、種々の事務を押し進めて行くことを、世務を開きと申すので

あります。

要するに我國は今から約二六六〇年前の頃より、大和民族式道徳が生れ、明治年代になつてから更に物質文明を輸入し、自然科学と精神科學の融合調和に努め、帝國現在の新文明が建設せられ、所謂公益を廣め世務を開ひて、世界最大強國の一として今日東洋に雄飛躍動するに至りました。

然るにお隣の支那は、此公益を廣めず世務を開かず、唯々自分の獨立自由を得んことに重きを置き、個人の私利のみに走つて極端な個人主義に捉はれて、物質文明に眩惑し、眞の徳行器量は地を掃ひ、形式のみに墮し去つて、立國の精神さへ失つて今は國の滅亡を招きつゝあるのであります。之が誠に國民の良き戒となる事實であります。

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

國憲とは、國のおきて、國家の根本法規を云ふので、即ち大日本帝國憲法、皇室典範、議院法等のことであります。重シ、とは、たふとみあつくす、至極大切にすることです。

此法律は皆明治二十二年二月十一日を以て、御發布になつた法律であります。

憲法は發布の告文中に「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」とあり、又勅語には「我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ」とあつて、七章、七十六條から成り、劈頭第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、第四條には、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と、天皇の御管掌のことを首め臣民の權利義務、帝國議會、國務大臣及樞密顧問、司法、會計等のこと、尙補則として將來此憲法の條項改正に關する事項等を制定されてあります。

我國が現在立憲君主國として代議政體が行はれて居るのは此憲法の規定を實施されて居るのであります。

併し此憲法は特我が國許りはではなく、海外諸國にも我が國よりも早く制定されて、施行しつゝあるのが多々あります。それは立憲政治の國では君主國と民主國とを問はず、憲

法は統治權の主體たる大法であります。然しながら諸外國では、我が國とは大に趣きを異にし、其國の主權者が横暴我儘な政治をして、國民の痛苦を顧慮しないので、此點から國民の主張に依て、政治上の權力を制限する爲め制定せられた民約憲法であります。佛蘭西のルウソーの民約論、即ち國家は人民の契約に依て成ると云ふ學說などは有名なものであります。

民定憲法と欽定憲法の差

之が爲め血を見るやうな激しい争ひをしたり、又終には革命が起り大混亂を惹起した例は少くないのであります。我國の憲法は、明治大帝が、國民の慶福を増進する爲めに進んで種々研究せられ、君民一致理想の政治を行ふべく、御軫念の結果其軌道を定められた萬古不磨の大法典であります。斯る次第で外國のとは其性質が全然違つて居まして、外國のは民定憲法と言ひ、我國のは即ち欽定憲法と申すのです。欽定とは勅命に依て定めることです。これは我國が他に比類のない特種な國體であるからです。君民一致の思想を有する國でなくては到底出來ないことなのです。

國法ニ遵ヒ、國法とは國家を治むる法令、則ち法律命令等一切の稱呼です。遵ヒ、は此法令の命ずるが儘に服従し守ることです。

法律は帝國議會即ち衆議院、貴族院兩院の決議の結果可いと決定した協賛を経て、天皇が御裁可になつて公布せしめられる法規で、命令とは帝國議會の協賛を経ずして、直に、天皇の大權に依つて發布せられる規則をいふのであります。

斯る次第でありますから、法律も命令も其公布の手續は異つて居ますが、二者共統治權の發動であります。憲法第八條には、天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す。又第九條に、天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し、又は發せしむ。とあります。

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

一旦緩急アレハ、一旦とは一朝、ひとたび、緩急、事變、あれば、義勇とは正義の心よ

り出づる勇氣、公ニ奉シ、公とは、おほやけ正しくして偏頗なく私なき事、國家社會を意味します、奉じは、うけたまはりたてまつり、です。

要するに、一たび事變があれば正しき勇氣を以て國家に奉公致す。と申す意味であります。

彼の有名な爆彈三勇士の如きは忠烈無窮な働きで實に能く此意味を理解して、義勇公に奉じたものであります。天下泰平、國家安穩は皆人類社會の希望する處であります、時には天變地異と云つて不可抗力の事變も絶無と斷言出来ぬし、又人類社會に生存競争と云ふことがある以上、利益の衝突から終に平和の維持が出来なくなることが往々あります。然し我國では國內に於ては平和を攪亂するやうなもの、昭代の今日は絶無でありますそれは、國民全體が能く國憲を重んじて居るからであります。國家が亂脈になれば國民は疲弊するのは當然でありますから、能く注意すべき事柄です。

残忍暴虐の支那

併し國際關係にあつては實に己むを得ぬことがあります。丁度隣邦支那のやうな國があ

つて困つたものです。我日本は常に道徳に立脚し、東洋永遠の平和を確保せんが爲に、身を犠牲にし國運を賭して、正義人道に則り凡て指導誘掖に力めたにも拘はらず、支那は些かも之を徳とせず、却て猜疑の眼を以て見、同文同種の親交も善隣最惠國の信義も全部忘却し、日本に對し悉く背信反逆の態度を取り、排日思想を瀾漫せしめ、邦人に酷しき凌辱を加へ、虐殺を敢てし残忍暴戾を極め、其上日支兩國間の條約上に於ける我權益を根底より覆へさんと計り、終に滿洲事變を發生せしめ、東洋の平和を遺憾なく破壊したのであつて如何にしても到底忍ぶべからざる場合に立ち至らしめたのであります。

それで已むなく正義人道の爲に忠勇なる我國民が起つて、義勇公に奉じたのであります。斯様に一旦緩急のある場合には、國民皆兵となり身命を惜まないものであります。これが即ち大和魂と云ふのであります。

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

以テ、とは前に知能を啓發シの項に於て記した如く、上句を承る辭で、天壤無窮とは天

地と俱に窮りなく永久のことをいふのです。皇運とは皇國のめぐり行く道で、運氣進行とも言ふべきです。扶翼、扶は手をひきて轉ぬやうに助ること、翼は鳥のつばさのやうに抱て助く、要するに力を協せて助くることを意味するのです。

人皇第四十八代稱徳天皇の朝、寵臣僧道鏡なるもの驕慢僭越、人臣として有り得べからざる大陰謀を企て、大宰の主神習宜阿曾鷹をして、天皇が常に崇敬せられつゝあるを奇貨とし、宇佐八幡の託宣なりと偽り「道鏡をして帝位に即かしめば天下泰平ならん」と奏上せしめた、然るに其夜、天皇の夢枕に宇佐八幡宮の使が現はれて、「清麿の姉法均尼に憑りて神託を告げ参らせん」とあつた、そこで和氣清麿を遣はして更に神の教を受けさせられました。

清麿は宇佐から歸つて、「我國は開闢以來、君臣の分限は定まれり、未だ曾て臣下を以て皇位を踐ましめたる例なし、天津日嗣は必ず皇儲を以てすべし、臣下の分際を以て天位を望む無道ものあらば、速に誅戮を加へよ」との神託を道鏡以下臣僚の面前に於て忌憚なく滔々と奏上した。

道鏡大に怒り清鷹の官位を褫奪し別部穰鷹と改めて大隅に流し、途中に於て暗殺せしめやうとしたが果し得なかつた。然るに國民は皆清鷹に同情した、次帝光仁天皇の時、道鏡は下野國薬師寺に逐はれ、清鷹は召還されて朝廷に永く仕事した。

是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ

爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

是ノ如キハ、は上述の「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」から以下「皇運ヲ扶翼スヘシ」までの全部に對する實行を指されたものです。獨り、は單に、唯、忠良、まごゝろありて善良の臣民、國民と云ふばかりでなく、爾祖先ノ、國民の先祖から遺し傳へた美しき風儀即ち、忠孝仁義禮智信、人倫の道を盡すこと、それを顯彰、明らかに表すに十分であらう。このこととあります。

我國は太古から大義名分が明かになつて居ます、「大義とは大なる筋道、名分とは名義分際、要するに君臣の別が明かになつて居ること」そして君は臣民を深く憐み愛し給ひ、民

は君を敬ひ能く仕へ即ち君民一致して今日に至つたのであります。

故にこれを基礎とする處から起つた日本國有の氣質にして、外國の侮りを禦ぎ皇國の國威を發揚する精神なるものが即ち大和魂であります。それですから此大和魂なるものは、外國人の絶對に直似の出来ない眞の愛國心の結晶體であります。日本は面積狭小の島國ではあります、長い間少しの外侮をも受けず所謂金甌無缺、世界無比の一大帝國として誇り得らるゝ國柄であります。

てすから吾々國民は益々この御勅諭を大切に能く遵守して、斯く立派な國の臣民として恥かしからぬやう勵まねばなりません。

以上第二段は我國民が心から遵守すべき道を、詳細に項目を擧げて示され、我國古來の美しき國體と國威とを永久無限に發揚すべく、國民全體が勵むべきであることを御諭しになつたのであります。

第三段

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ヘキ所

斯ノ道ハ、とは矢張以上御諭示の項目、即ち各德行を指すのです。皇祖皇宗、とは前申した皇室の御先祖方で、遺訓、とは其御祖先が遺し傳へ給ふた訓へです。子孫臣民、とは皇室の御子孫並に臣民の子孫の末まで、て俱ニ、とは同じく共々に、遵守スヘキ所、とは能く従ひ守るべきであるといふ意味であります。

敍上諸種の御諭示は實に我皇祖皇宗の方々が御親ら、具に實行せられ又臣民にあつても能く遵守して、此一點の瑕瑾なき國體を維持せられて、後世に立派な手本を残されたのであるから、皇室の御子孫及び臣民たる一般國民は俱に、永久に従ひ守るのは、寧ろ當然であるとの意味を仰せられたのです。

遠く溯つて考へますに、神武天皇が筑紫(九州)より東國を平定されて後、大和の畝傍の橿原宮に即位せられた時、直に神殿を建て皇祖天照大神を首め、御祖先の神々を祭祀せられてから、御歴代の、天皇が等しく祖宗の神靈を崇敬奉祀せられて、國家の隆昌と臣民の

慶福を御祈になつたことは、取りも直さず皇室に於ける御教道を全ふせられたと同時に、子孫臣民に有難き活例を示されたもので、臣民の立場から申しても亦よく我祖先が等しく忠節を以て君國に盡したことは申すまでもなく、人倫の道を履み外さず、家族制度の美風を損せず國家社會に貢献して來たのであり、吾人は皆其立派な人々の子孫でありますから、又能く之に倣つて忠君愛國の道を盡すべきであります。

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

之レヲ、とは同じく以上御諭示の各項目を申すので、古今ニ、とは昔と現在に。通シテとは、とゞこほりなく行はれ、したしみまじはりて。謬ラス、とは、しそこない、まちがひなく。中外ニ、とは朝廷の内と外、又國內と國外に。施シテ、とは、つらねしめし、ほどこしわかつて。悖ラス、とは、道に背き逆はない、と申す意味であります。

以上各項目に亘る御諭示の道は、大昔から今日に至るまでの長き間に於て、親しみ行はれて尠しも間違つたことがなく、又我國民の間柄に行はれて些かの誤りなきのみならず、

海外各國人に對して行ひほどこしても、決して道に背き逆ふことのないことを、お論しになつたものでありまして、之を哲學の術語を借りて申せば、時間的には縦に三千年の長きに亘りて洵に誇るべく、又空間的には横に廣く全世界に普及せしむべき、堂々たる即ち皇道であることを又剛強に仰せられたのであります。

茲に我國獨特の武士道なるものは如何なるものと申すことを、一言しますと、曩きに大義名分を明かにして、君民一致と申すことを基礎として、起つた日本固有の忠義、廉恥、禮儀等を重んずる氣質で、外侮を禦ぎ、國威を發揚する精神が、大和魂で即ち愛國心の結晶であることを述べましたが、我日本獨特の武士道なるものは、此大和魂が尙更に儒教及び禪學等によりて至人的に發達せし、實踐道德の本體をいふのであります。

そして世には任侠の人があり、俠客と云つて男達がある。それは義理の立合ひすることに至ると、實際物質的の利害などは念頭に置かないのは勿論、身命をも抛つて他人の爲めに盡すのです。それから又義に依ては強敵を挫き弱者を助ける、それは權力を以て人を俠輔する絶對的の氣概ある行動を執るのです。

此行動を評して申しますと、それは眞の武士道に倣つた變型とも云ふべきものであります。その俠客と呼べる、人達は、武人にあらずして多くは庶人で、信義を以て男子たる面目をどこまでも押立る氣力を養ひ、我身を捨て人を救ふと云ふ男立であります。

然るに又此俠客の風を倣て、勇肌の人物が出て來て俠客の氣概を銜ふものがあります。それ故勇を市虎と書く文字が餘程昔から熟成されて居るのです。此市虎と申すことを説明致しますと、一人が市に虎ありと言ひましてもそれを信ずるものは無いですが、二人三人までも言へば終にそれを信ずるやうになり、無根の事でもそれを言ふものが多くなれば、人を惑はすに至るに喩へられた語であります。

斯る次第でありますから之等のことの區別をも能く辨へて、御訓諭の趣旨を能く守るべきであると存じます。

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

拳々、とは丹心ある貌、又勤懇、捧け持つ貌、恭しく云ふ意で。服膺、とは胸に著く、

膺は胸、記憶して片時も忘れず、「中庸」得ニ善、則拳々服膺。とあります。深く心に彫付て片時も忘れずに、君民咸く其徳、とは以上御訓諭の徳行を、一ニス、は君臣とも同くすることを。庶幾フ、はこひねがはくば、とも亦ちかしも訓む。遠きは及び難く、近きは及ぶべし、故に願辭、近辭とも註す意義は同一なり、又庶は冀と註すとあり。要は、切に希望すと申すことです。

ですから茲には御訓諭の全般を通じて我國民の、遵守し實行しなければならぬことを朕は汝等全國臣民と共に、片時も忘れず其美德善行を同じくすることを希望すと懇篤に仰せられたのであります。

明治二十三年十月三十日

御名御璽

明治二十三年十月三十日、とあるは此勅語御發布の日でありまして、國民は齊しく此優渥なる御訓諭に付ては、獻身的に遵守するは勿論であります。それと同時に此佳辰を深

く深く記憶すべきであります。

御名、とは明治天皇の御名のこと、璽とは天子の御印の專稱で、明治天皇が御宸筆にて御署名なされて、玉印を押捺されたこととあります。

明治天皇御製

千早ふる神のまもりによりてこそ

わか葦原の國はやすかれ

神かせの伊勢の内外のみやはしら

動かぬ國のしつめにそたつ

おさな子にひとしくなれる老人を

いたはることをゆるかせにすな

國際聯盟脫退に關する詔書の意義

八二

大詔發の由來

國際聯盟脫退に關する詔書は、實に昭和八年三月二十七日を以て發せられ、政府は之と同時に内閣總理大臣の告諭を官報號外を以て發表されました。これ洵に國民が永久に記念すべき日であります。

帝國政府は世界の平和の安寧を保持する使命の下に創設された、國際聯盟の旨趣に賛同し、以來十有三閱年誠意を以てその事業に終始協力したのです。

然るに日支の案件が偶々聯盟の議に附託せられてから、十七ヶ月に亘つて審議せられました結果、昭和八年二月二十四日の臨時總會に於て採擇した報告書に依りますと、聯盟は帝國が正義公道に基いて、東洋平和を確保する爲め、現實の事態に即した行動を取る外何等其他意なき態度であることを正視せず、そして帝國と多數聯盟國との間に、國際規約の解釋上重大なる意見の相違があることが明白になりましたので、平和維持の方策殊に、東洋平和確立の根本方針に關して全く所信を異にすることが、明かになつたものですから、帝國政府は東洋平和の確立に關する使命と、滿洲國の獨立を尊重して、その健全な發達を促進する帝國の責任とに稽へ、又更に我國運の將來についても慎重に熟慮を重ねた後、遂に斷乎として聯盟から離脱するの己なきことになりました。

朝野奮起すべきの秋

併しながら國際平和の増進と、世界文化の發達とに貢獻するのは、帝國の傳統でありまして不動の國策でありますから、此後も尙依然として人類の安寧幸福を目的とする、國際事業には參與協力する方針を一貫して、少しも渝る所はありません。又強いて東洋に跼蹐して儉安を事とするものでもありません。益友邦の誼を厚くし正義公道を世界に宣布せんことを期すのは、固より言を俟ちません。又必ずや帝國の執れる既定の根本方針が世界の平和を増進する唯一の方途であることを、自覺するに至ることを確信して疑はないのであります。

但し只今世界の各國何れも不安の深刻なものがあり、帝國も亦其圏外に超然たるを得ない。加之東亞の複雑な政局に直面して、滿洲國の建設事業完成に協力し、更に進んで日、滿、支三國和協の基を開き極東の康寧を確立するの重責を荷ふのです。この任や甚だ重く正に之朝野奮起すべき秋であります。

昔から我國民は艱難に遭遇しますと、必ず之を克服し轉禍爲福の成果を收めぬことなしてあります。これは國史の示す處であつて、國運の興隆窮りなき所以が實に茲にあるのであります。

今此難局に逢つて我が官民ともに深くこの詔書に依る、聖旨を肝銘して舉國一致し皆その本務に精勵して、大に綱紀を張り嚴かに荒怠を戒め固陋の偏見に囚はれず、矯激の思想に惑はず、質實剛健自力更生の意氣を以て、帝國の使命を遂行するに勇往邁進すれば、明治天皇の偉業は昭和昭代の今日に於て更に一段の恢弘を加ふる所がありますから、それで以て人類の幸福に寄與し、聖旨に副ひ奉ることを全國民

八三

に期待するのである。

と總理大臣からの告諭は、こんな意味であります。此告諭の趣旨に依て聯盟脱退の理由は明かでありますから、諄々と述べることを避けます。

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議途ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マヌ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ

此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

各 大 臣 副 署

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ

曩ニ、とは、さきころ、世界ノ平和克復シテ、とは、天下の交戦國が互に平穩にもとのやうになつて即ち彼の歐洲に起つた世界戦争が戢つてもとの平和に復したことであります。國際聯盟ノ成立スルヤ、とは國際即ち國と國とのつきあひ、國交です。聯盟、とは共に約束をつらねる、連合してちかふこと。成立スルヤ、それが出來上ると。

皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ

皇考、とは崩御せられた先代の天皇、即ち大正天皇を指して仰せられたのです。之を憐ヒテ、これは實に良いことであるから。帝國ノ參加ヲ命シタマイ、我國の參列即ち仲間入りをせよと、政府に仰せ付けになった。

朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス

朕亦遺緒ヲ繼承シテ、とは今上陛下もまた先帝のこのこしになつた事業を、おうけつぎになつて、苟モ懈ラス、いさゝかも怠らず、のことです。

前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

前後十有三年、とはあとさき十、有は又と云ふ助辭、三年。其ノ協力ニ終始セリ、その始から終まで力をあはせ盡せり、の意味です。

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其獨立ヲ尊重シ

今次、とは今は。現時、次はたび、此度、滿洲國ノ新興ニ當リ、滿洲國が新に出來たに付て。帝國ハ、我が日本は。其獨立ヲ尊重シ、獨立とは、完全なる主權を有し、自力にてひとりだち、の意味。尊重シ。は。たふとみおもんじ。です。

健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス

健全ナル發達、とは、すこやかな、發達、次第にのびて成長するを、促ス、は催しおこす。を以て、

東亞ノ禍根ヲ除キ、東亞とは、東部亞細亞即ち五大洲の一たる亞細亞洲の東部、禍根とは、わざはひの本、除キ、は掃ひ去る。世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス、世界、とは天下、即ち地球の表面に現在する動植物の狀を云ふのです。平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス、平和、おだやかに治まることを、保ツ、永く續くの基、土臺であるとするのである。

然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ

然ルニ、さやうであるに、不幸ニシテ、不仕合にして、聯盟ノ所見之ト、國交を約束したる國の考へ見込と、背馳スルモアリ、彼と此と反對にそむく、ものあり。

朕乃チ政府ヲシテ慎重審議ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

乃チ政府ヲシテ、とはそこで、政府とは、一國主宰の大權を執りて、萬機のまつりことを統べ行ふ所をして、慎重審議、最も叮嚀に、十分にくはしく評議の上、遂ニ、とう／＼、聯盟ヲ、連合して誓つたことを、離脱スルノ措置ヲ、分れぬける、始末をつけることを、採ラシムルニ至レリ、えらび取るに及んだのである。

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ正マス

然リト雖、そうであるけれども、國の交ひ上おだやかに治ることの確立、しつかりたつ、のは常ニ、

いづれも之を、のぞみもとめて、とゞまらぬのである。

八九

是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ

これを以て、平和に關する、いろ／＼の、くはだては今から後、もまた力を協せて約束は變はらない。

今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ

友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス

今連合國と手をはなちて、日本の信する所に、まかせて進むけれども元來東部亞細亞のことにみに、かたよつて、友邦、隣國の誼を。よしみを。疎カニ、うとんずるものではないのです。

愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

愈、どこまでも、信、まことを、國際、國交に、篤クシ、もつばら厚くし、大義、大なるすぢみちを宇内ニ顯揚スルハ、天下にあらはしあげることが、夙夜、朕力念トスル所ナリ、朝夕朕が心に懸ける所である。

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ

方今、たゞいま、列國ハ、諸の國は、稀有ノ世變ニ際會シ、めづらしき世の變亂に出あひ。帝國亦非

常ノ時艱ニ遭遇ス、日本もまた、常ならぬ時局のなやみに、めぐりあつた。是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリこれはまことに國民皆残らず、振ひあこる時である。

爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其職分ニ恪循シ

爾臣民、とはナレ、そち等民草。克ク朕力意ヲ體シ、よく朕が考ふる處を則として。文武互ニ其職分ニ恪循シ、文官も武人も皆ともに、そのつとむべき本分につつしみやすんじ。

衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ

衆庶各其ノ業務に淬勵シ、國民あの一／＼そのつとめに一心に、はげみ、むかふ所ただしき道をふみ、行ふ所かたよらず。

協贊邁往以テ此世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ

普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

協贊邁往、助け合つては勵み進み、以てこの世のなり行に當り、進んで皇祖考、御祖父

(即ち明治天皇)の聖猷ヲ翼成シ、企てになつたことを、守り進めて、普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ、どこまでも我々人間の仕合よるこびに力を盡すことを必ず行へよ。

八九

(御降誕日) 昭和八年十二月二十三日印刷
(御命名日) 昭和八年十二月二十九日發行

【聖訓】【定價金三十錢】

東京市澁谷區代々木山谷一八五番地
著作權及 發行所 渡 井 天 學

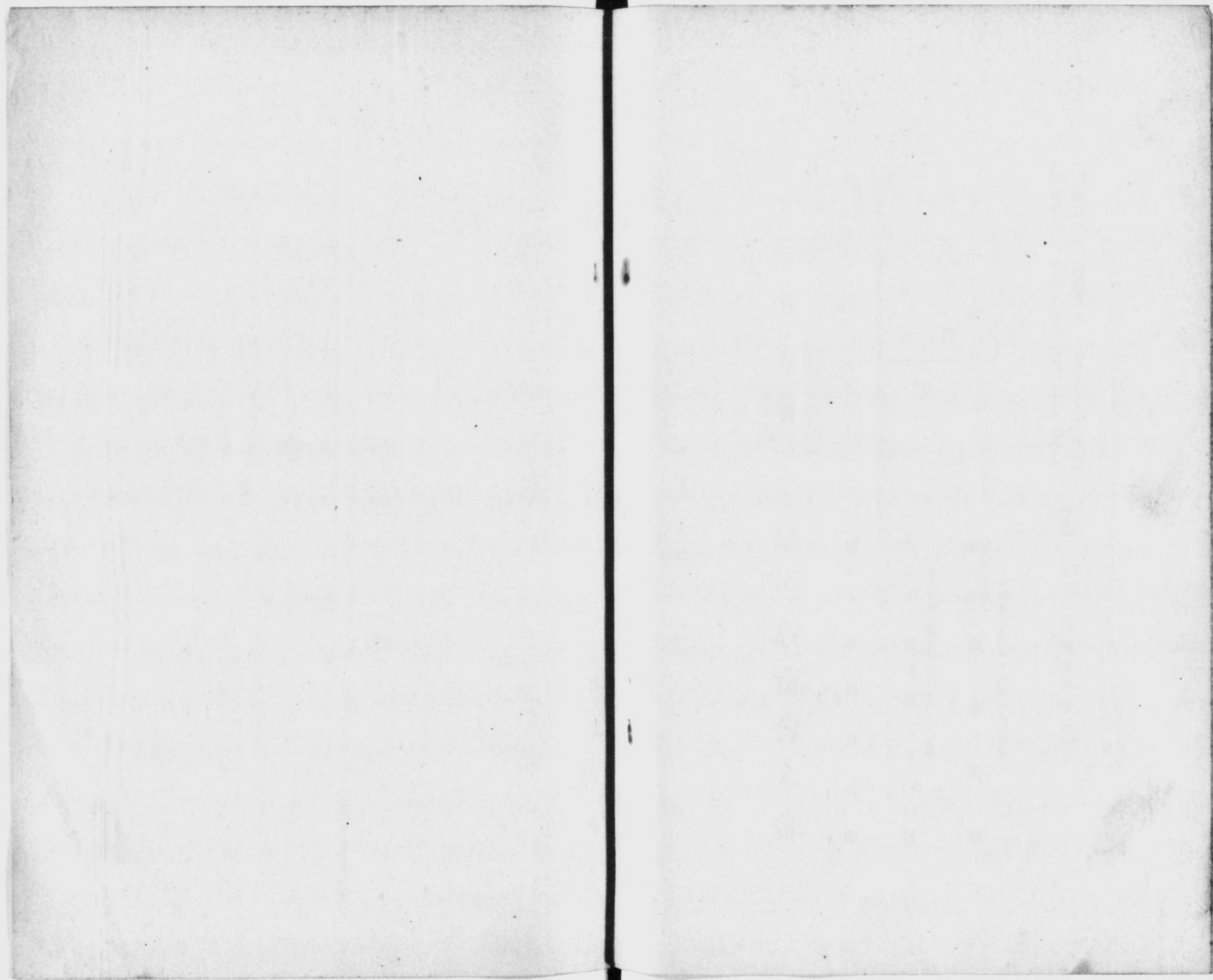
東京市中野區本町通一丁目十三番地
印刷所 皇道教育會印刷部

東京市中野區本町通一丁目十三番地
印刷人 水 野 俊 次 郎

不 許
復 製

發 行 所

皇道教育會本部



終

